

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO の理事ならびに監事（以下、「役員」という。）に対して支給する報酬、その他の報酬の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

2. この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

(報酬の有無)

第2条 役員は報酬が発生しない。

## 附 則

(施行日)

本規程は、2020年8月1日から施行する。